コートジボワールにおける全ての人権侵害及び国際人道法違反に対する確固とした非難を改めて表明し、女性、児童、国内避難民及び外国人を含む文民に対して行われる全ての暴力並びに他の人権侵害を非難し、かかる犯罪行為の実行者は国内裁判所又は国際裁判所のいずれかを問わず司法手続に付されなければならないことを強調し、これに関連してコートジボワール政府の国際刑事裁判所との緊密な協力を歓迎し、

専門家グループがその任務の遂行のために十分な資源の提供を受けることの重要性を強調し、

コートジボワールにおける事態が引き続きこの地域において国際の平和及び安全に対する脅威を構成していることを認定し、

国際連合憲章第七章の下に行動して、

1　決議第千五百七十二号（二千四年）7及び8の規定によって従前に課された武器及び関連物資に関する措置は、下記2、3及び4の規定によって代替され、コートジボワール治安部隊に対する治安及び軍事活動に関係する訓練、助言及び専門性の提供並びに同治安部隊に対する文民軍両の供給には適用されなくなったことを決定する。

2　二千十三年四月三十日をもって終了する期間、全ての国が、コートジボワールに対する自国の領域からの若しくは自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による武器又は関連物資（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の直接又は間接の供給、販売又は移転を防止するために必要な措置をとることを決定する。

3　上記2の規定により課される措置は次のものには適用しないことを決定する。

(a)　国連コートジボワール活動（UNOCI）及びそれを支援するフランス軍に対する支援又はこれらによる使用のみを目的とする供給。

(b)　人道的な又は防護的な使用のみを目的とする非殺生的な軍用装備の供給であって、決議第千五百七十二号（二千四年）14の規定により設置された委員会に対して事前に通報されるもの。

(c)　国際連合要員、報道機関の代表者、人道及び開発支援要員並びに関連要員によりそれらの個人的な使用のみのためにコートジボワールに一時的に持ち込まれる防護用衣類（防弾用上衣及び軍用ヘルメットを含む。）の供給。

(d)　単独でかつ直接にコートジボワール内の自国民及び領事上の責任を有する者の退去を促進するために国際法に従って行動している国の軍隊に対してコートジボワールに一時的に持ち込まれるものであって、決議第千五百七十二号（二千四年）14の規定により設置された委員会に対して事前に通報されるもの。

(e)　コートジボワール治安部隊が公共秩序を維持するに当たり、適切かつ均衡性のある武力のみを使用することを可能にするための非殺生的法執行装備の供給であって、決議第千五百七十二号（二千四年）14の規定により設置された委員会に対して事前に通報されるもの。

(f)　コートジボワールの治安部門改革（SSR）に対する支援又はそれにおける使用のみを目的とする武器及び他の殺生的関連装備の供給であって、決議第千五百七十二号（二千四年）14の規定により設置された委員会により事前に承認されるもの。

4　上記2の規定に定める期間、コートジボワール当局は、上記3(e)に定める物品のいかなる輸送についても事前に委員会に対して通報し、又は上記3(f)で言及する物品のいかなる輸送についても事前に委員会の承認を要請するべきことを決定し、そのような通報又は要請を行う場合には、使用目的及び最終使用者、輸送される装備の技術的規格及び数量並びに該当する場合には、供給業者、配送予定日、輸送方法及び輸送日程を含め、全ての関係する情報を含むことの重要性を強調する。

5　コートジボワール政府に対して、適用除外物資の輸入時点及び最終使用者への輸送が行われる前に、専門家グループ及びUNOCIに同物資へのアクセスを認めるよう要請し、コートジボワール政府は武器と関連物資が同国領内で受領された際に識別番号を付してそれらの登記簿を維持すべきことを強調し、DDR及びSSRに関連して達成された進展に応じて、下記7の規定に定める中間再検討の際に、通報手続きを武器禁輸の全ての適用除外対象に拡大することを検討する用意があることを表明する。

6　決議第千五百七十二号（二千四年）9から12までの規定及び第千九百七十五号（二千十一年）12の規定により課せられた金融上及び渡航上の措置を二千十三年四月三十日まで延長することを決定し、さらに、決議第千六百四十三号（二千五年）6の規定により課せられた全ての国がコートジボワールからの全てのダイヤモンド原石の輸入を防止する措置を二千十三年四月三十日まで延長することを決定する。

7　安全保障理事会が上記2の規定に定める期間の終了時までに、コートジボワール全域における安定化の進捗状況に照らし、上記2、3及び4の規定において決定された措置を再検討することを決定し、さらに、DDR及びSSR、国民和解並びに不処罰との戦いの進捗状況に従い、制裁制度の残る措置の全部又は一部の更なる修正を行い得るとの観点から、二千十二年十月三十一日までに、上記2、3及び4の規定において決定された措置の中間再検討を実施することを決定する。

8　全ての国連加盟国（特にこの地域の国）に対し、上記2及び6の規定において言及された措置を完全に実施することを要請し、また、UNOCIに対し、その能力及び任務の範囲内で十分な支援を提供することを要請し、さらに、フランス軍に対し、これに関連してその展開及び能力の制約の範囲内でUNOCIを支援することを要請する。

9　近隣諸国にいる者を含め、全ての不法に武装したコートジボワール人戦闘員に対して直ちに武器を放棄するよう要請し、UNOCIに対して、その任務、能力及び展開する地域の範囲内で、コートジボワール政府がかかる武器を回収及び補完しこれらの武器に関する全ての関連する情報を登録することへの支援を継続するよう奨励し、さらに、小型武器の拡散及び不正取引に取り組む国民委員会を含むコートジボワール政府に対し、それらの武器が、ECOWAS小型武器、弾薬及び関連物資に関する条約に従い、無害化されること又は不法に広まらないことを確保するよう要請する。

10　UNOCIは、武器禁輸の監視の範囲内で、適切な場合には、決議第千五百七十二号（二千四年）7の規定により課され上記1及び2の規定によって修正された措置に違反してコートジボワールに持ち込まれた武器及び全ての関連物資を回収し、必要に応じ処分する権限を与えられていることを想起する。

11　コートジボワールにおける特に近隣諸国からの傭兵の存在に深い懸念を表明し、コートジボワール及びリベリアの当局に対し、この問題を解決するため両国の行動を調整するよう要請し、UNOCIと国際連合リベリア・ミッション（UNMIL）に対し、それぞれの任務、能力及び展開する地域の範囲内で、特に国境を越えた戦闘員の移動及び武器の移転に注意を払いつつ、コートジボワール政府及びリベリア政府が両国の国境を監視することをそれぞれ支援する上で緊密に調整することを継続するよう奨励し、更に、専門家グループと決議第千八百五十四号（二千八年）4の規定に従って任命されたリベリアに関する専門家パネルとの間の更なる協力を歓迎する。

12　決議第千七百三十九号（二千七年）、第千八百八十号（二千九年）、第千九百三十三号（二千十年）、第千九百八十号（二千十一年）で定められているとおり、コートジボワールの当局が、専門家グループ、UNOCI及びこれを支援するフランス軍に対し、決議第千五百八十四号（二千五年）2(a)に規定される機材、場所及び設備並びに場所を問わず全ての武装治安部隊の全ての武器、弾薬及び関連物資（上記9の規定に言及する回収に由来するものも含む。）への妨害のないアクセス（適切な場合には通告のないアクセスを含む。）を提供する必要性を改めて表明する。

13　決議第千九百八十号（二千十一年）10の規定で表明したとおり、対象を特定した措置を課すことの約束を改めて表明する。

14　全ての関係国、特にこの地域の国に対し、委員会に全面的に協力することを要請し、また、委員会に対し、必要と考える全ての更なる情報を要請する権限を与える。

15　決議第千七百二十七号（二千六年）7の規定に定める専門家グループの任務を二千十三年四月三十日まで延長することを決定し、事務総長に対し、同グループの活動を支援するため必要な措置をとることを要請する。

16　専門家グループに対し、上記2の規定、決議第千五百七十二号（二千四年）9及び11の規定、第千六百四十三号（二千五年）6の規定、第千九百七十五号（二千十一年）12の規定及び第千九百八十号（二千十一年）10の規定により課されている措置の履行につき、二千十二年十月十五日までに中間報告を、並びに任務の期間の終了の十五日前までに最終報告書及び勧告を、委員会を通じて安全保障理事会に提出することを要請する。